

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程
のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団運営協議会専門部会において、大阪広域水道企業団の事業運営に関わる重要事項の基本方針等について、あらかじめ検討を行うため、運営方針等検討部会を新たに設置します。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。